

# 弁護人総括意見書要旨

## 第1はじめに

- 1 水戸地方裁判所土浦支部は、以下のように述べて、再審開始を決定した。
  - ①確定判決は、請求人らと本件犯行とを結びつける直接証拠は請求人らの自白のみであるため、新証拠により請求人らの自白の信用性が動搖すれば確定判決の有罪認定もまた動搖せざるをえないという証拠構造にある。
  - ②請求人らの自白は、殺害行為の方法・順序という枢要部分で死体の客観的状況と矛盾する可能性が高く、その信用性が大幅に減殺されたことから、請求人らの自白と関連する新旧全証拠を総合し全面的に検討する必要がある。
  - ③請求人らの自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑いがあることは否定しがたい。
  - ④木村鑑定など多数の新証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出され、これと既存の全証拠とを総合的に評価していれば、確定判決の強盗殺人事件についての有罪認定に合理的な疑いが生じたものと認められ、強盗殺人事件につき無罪を言渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したときに該当する。

## 2 抗告審の審理と特徴

ア これに対し検察官は、新証拠の要件を厳しく解釈し、再審請求審における証拠調べの対象を限定しようとするとともに、証拠としては、殺害自白に関する原審の証人（三澤証人）の検察官調書と録音テープに関する検察官の検査報告書だけを提出したうえ、この点に関する弁護人の新証拠はいずれも「明白性」がないとして原決定の判断を非難した。

新証拠に関する検察官の主張は、いずれも判例・通説と異なる前提にたつ根拠のないものである。検察官は原決定が再審開始決定の根拠とした多くの新証拠を抗告審の審理対象から除外しようとしたが、これらの新証拠に関する争点については反論、反証も行っていない。

イ 一方、弁護人は抗告審において、上記の殺害自白、録音テープの論点のほか、上記以外の論点についても証拠を追加提出し、原決定の判断が正当であり、検察官の抗告に根拠がないことを明らかにした。また、本抗告審において開示さ

れた証拠により、検察官が無罪方向の証拠を隠し、確定審の裁判所の判断を誤らせたことがいっそう明らかになった。

## 第2 殺害行為の方法・順序に関する原決定の判断の正当性

■新証拠 110 = 佐藤喜宣杏林大教授の意見書

### 1 殺害行為の方法について

(1) 自白が真実であれば認められるべき扼頸の所見が認められないこと

4人（木村・三澤・佐藤・高取）の法医学の専門家が一致して扼頸を積極的に示す所見はないことを認めている。

あらゆる扼頸の存在が判別できないほど頸部の腐敗が進行していたとは言えない（頸部は腐敗が進行しにくい）。パンツは薄手でクッションの役割を果たさない。秦鑑定人が扼頸の所見を見落としたことは同人の経験上からも、同人作成の死体検案書、鑑定書の内容からも考え難い。被害者が60代の高齢者で、床が落ちていて体が前のめりになる状態で、両手で体をのしかかるようにして上から頸部を押さえ付けて扼したとする自白の態様を前提とすれば、喉頭諸軟骨の骨折、皮下出血、筋肉内出血等が何も生じないということは考えにくい。

(2) 絞頸行為があったと認められること

秦鑑定人は死体検案書で明確に絞頸行為があったとみており、三澤証人も高取鑑定人も絞頸の痕跡を否定しているわけではない。前頸部、左側頸部の線状の表皮剥脱創は、絞頸行為によって生じたものであり（幅広の索条物により、その一端を握った手を支点として交差させないで絞頸したとすると合致する）、自白による頸部圧迫行為によっては生じえない（扼頸による圧迫行為ではなく、横方向に牽引する行為がないと平行な表皮剥脱、パンツの破損は生じない）。木村鑑定、佐藤鑑定が想定する絞頸の形態は本件各創傷を合理的に説明し、死体周囲の状況とも合致している。秦鑑定人が絞頸と判断したことを覆すに足るものは何もなく、絞頸行為があったものとみるべきである。

なお、腐敗により前頸部の表皮が剥離していて判別できない状態であったとする高取鑑定人の見解は、前頸部の腐敗が顔面より進行しているという点で不自然であること、秦鑑定書には前頸部に表皮剥離がある旨の記載も、表皮剥離を確認できる写真もないことから、法医学的な合理性を認めがたい。また、高

取鑑定人が左頸部、前頸部の線状の創傷を「真皮損傷」であるとしていることは、絞頸があったとする結論とは矛盾しない。

■新証拠124=松山容子的回答書

2 殺害行為の順序について

■新証拠135=真家和生大妻女子大教授的回答書

(1) パンツの口腔内への挿入はきわめて困難であること

請求人らの自白では、パンツの口詰めの後に頸を締めたとされるが、原決定は木村鑑定に基づき、口中のパンツが玉村の口腔内に詰め込まれたのは、玉村が絞頸により死亡又は意識を喪失したため抵抗を失ってからであるとした。

被害者を二人がかりで強制的に口を開けさせているから損傷は生じないとする検察官の批判は、前提を違えており抵抗は可能である。

玉村は抵抗可能であったこと、パンツは被害者の口腔内の奥深くまで「強圧挿入」されていたこと、強力な咬合力による抵抗が予想されること（左右合計の咬合力は115kgwと推定される）からすると、木村・佐藤・高取の法医学の専門家も指摘するとおり、抵抗できる人の口の中に異物を入れることは困難である（三澤も容易でないことは認める）。そのことは真家教授による動作分析や殺害自白の再現実験の結果からも裏付けられる。

(2) 本件パンツは玉村に抵抗力が失われた後に挿入されたこと

挿入にあたっては強力な有形力の行為があったと考えられ、木村・佐藤・高取の法医学学者も指摘するとおり、口腔内外に重大な損傷の発生は避けられない。その損傷は本件死体の程度の腐敗であれば、十分鑑別できるレベルのものである。そのような痕跡がないことからも、本件パンツは玉村に抵抗力が失われた後に挿入されたことがわかる。

木村鑑定に明白性を認め、頸部圧迫行為の前にパンツを口の中に詰めたとする請求人らの自白に信用性がないとする原決定の判断の正当性はいっそう明らかになった。

3 格闘・殺害自白の不合理性

■新証拠119=殺害自白再現ビデオ

殺害自白再現ビデオにより、格闘・殺害行為に関する自白が請求人らの間で食い違っていること、被害者が抵抗すると口詰めや足の縛縛が自白どおりにはいか

ないこと、杉山自白における首縊めの体勢及び死体工作的不自然性も明らかになった。

### 第3 自白が虚偽の自白を誘発しやすい状況下でされたとの原決定の判断の正当性

#### 1 編集された録音テープが明らかにしたこと

■新証拠 107, 109 = 中田鑑定書 ■新証拠 136 = 再現実験報告書

(1) 櫻井テープ1（原審で開示された42.10.17録音テープ）の録音状況について音響分析の専門家である中田宏が科学的分析を行った結果（中田鑑定）、テープには、①録音の停止・再開、②オーバーライト（録音を停止し巻き戻した上で再開する）、③テープの切断・接着などの編集をしたと認められる箇所が13箇所存在していることが明らかになった。

また、昭和42年頃の録音機を用い、①録音の停止・再開、②オーバーライト、③テープの切断・接着の操作を再現したところ、その波形グラフ及びFFTグラフに櫻井テープ1と同様の特徴が現れ、中田鑑定の分析手法と鑑定結果が正しかったことが確認された。

(2) 中田鑑定により、櫻井テープ1の編集の存在が明らかになり、取調べにおいて不当な誘導がなされていたこと、櫻井の供述が虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でなされたことが明らかとなった。録音テープは自白の任意性、信用性を肯認する根拠とならず、確定3審の判断は維持できなくなった。

捜査官が偽証して櫻井テープ1の存在を否定したのは、その編集の事実を隠したかったからであり、杉山のもう一本の録音テープを検察官が「不見当」としているのは、自白に任意性、信用性のないことが明らかになるためである。

#### 2 開示証拠等により、以下の違法捜査の実情が明らかになった

(1) 開示された取調べ経過に関する捜査報告書により、留置場の出入り状況調査表はそのまま信用できないものであり、これまで判明していた以上に長時間の取調べがなされていたこと、そしてその実情が隠されていたことが明らかになった。

(2) 開示された捜査報告書等を捜査経過に関する全証拠と総合し検討した結果、捜査当局は最初から本件強盗殺人につき疑いを抱いていたこと、逮捕の理由とされた別件窃盗の取調べは櫻井に対し10月13日以降全く行われておらず、もっぱら本件強盗殺人の取調べが行われていることなどが判明した。櫻井の自

白は、別件逮捕勾留を利用した違法な取調べにより得られた自白であり、本来証拠排除されるべきものである。また、その櫻井の自白調書をもとに自白させた杉山の自白証書も、同様である。

さらに、証拠開示により、早瀬、深沢が、櫻井テープ1のみならず、別件逮捕勾留の違法捜査に関しても、偽証していたことが明らかになった。

(3) 越智意見書等によれば、ポリグラフ検査の結果は黒でも灰色でもない可能性が高く、また検査結果は検査終了後直ちに捜査官に伝えられたとみられる。無実が証明されると期待して同検査を受けた直後に、捜査官から「嘘と出た」と虚偽の結果が告げられ、櫻井はこの偽計により「捨て鉢」になって自白したと考えられる。

3 とりわけ、代用監獄留置下での取調べには重大な問題があった。

請求人らは、代用監獄に留置された期間中、長時間にわたり、誘導、偽計などを用いた違法な取調べを受けていた。とくに拘置支所で否認に転じた請求人らを再び代用監獄に移監（逆送）したのは、再び自白させる手段とみられ、刑事裁判実務に照らしても、本件の逆送は違法といるべきである。

逆送後の取調べはほとんどが本件強盗殺人のためのもので、長時間、長期間の取調べで自白が強要された。この別件起訴後勾留中の取調べは、本来任意の取調べであるが、本件ではその要件を満たしておらず違法とすべきものであった。

とくに逆送後の検察官の取調は、証拠が消極証拠となり得るのかという観点からの吟味がなく、再自白を強要するとともに、強引に供述を変更させてひたすら矛盾を隠蔽しようとするもので、不当きわまりないものであった。

当時、当番弁護士制度はなく、請求人らは被疑者段階で弁護人の援助を受けることが出来ないまま、厳しい取調べにより、自白に追い込まれていった。

4 開示証拠からは、さらにその他の不正な捜査の実態が浮かび上がってきた。

10.20 早瀬・富田報告書では、櫻井がアリバイを主張した時期を操作するなど捜査機関が証拠を意図的に歪めていた事実が見られ、10.15 早瀬・深沢報告書には、一部差し替えた形跡もある。

5 ポリグラフ検査鑑定書の作成経過及び内容に疑問がある。

■新証拠 126 = 越智鑑定書  
確定 2 審で提出されたポリグラフ検査鑑定書は、黒色ないし灰色の結論を述べ

ているが、越智意見書によれば、その手法自体に疑問があり、検査結果はそもそも、白黒を決する程度のものではなかったと思われる。

さらに、上記鑑定書は検査から4年以上もたってから検査官が作成したもので、検査記録紙も添付されていないこと（その検査記録紙が後に洪水で流失したとする）など作成経過に重大な疑問がある。

#### 6 近時の判決等で指摘された虚偽自白誘発の原因は本件と共通する点が多い。

本件の捜査過程で行われた違法行為は、氷見事件、志布志事件、宇和島事件、北方事件等、近時の無罪事例で明らかになったものと共通するところが多い。

#### 7 別件逮捕勾留中の取調べ、代用監獄への逆送及び別件起訴勾留中の取調べが違法であることを認めなかった確定3審の判断はもはや維持することができず、むしろ請求人らの自白の任意性に疑いがあることが明らかになった。

### 第4 自白が信用できないとの原決定の正当性

#### 1 原決定の判断

原決定は、請求人らの自白には、殺害行為の方法及び順序に関する部分以外においても、①不自然・不合理な変遷があること、②客観的事実に符合しない可能性があること、③内容自体が不自然・不合理であること、④他の証拠と一致せず、自白の信用性に疑問がある部分があること、⑤請求人ら間で供述内容が一致しないこと、⑥あってしかるべき客観的事実の裏付けを欠いていること、⑦秘密の暴露がないこと等の問題があり、それだけで請求人らが犯人であると合理的な疑いを入れない程度に認めるだけの証明力はないと判断した。

検査官が上記決定を誤りとして、それを明らかにすべく抗告審で提出した証拠はないから、原決定の上記判断は、当然そのまま維持されるべきである。

#### 2 便所脱出自白について

##### ■新証拠140=便所脱出実験報告書

便所脱出実験の結果、以下の点で、便所から脱出したという自白の不合理性、不自然性が明らかになった。

①櫻井の体を浮かし右足を外に出した、両手が伸びきるまで体をすり下げて窓の外に飛び降りたとの自白は、現場の窓の高さの状況とまったく符合しない。

②櫻井の自白の方法で脱出したのであれば、便所内部やその棧から指紋が検出

されるべきであるが、まったく検出されていない。

### 3 抗告審で開示された証拠によって、自白の不合理性が一層明らかになった。

- (1) 物色・強取自白については、①被害者が使用していた白色三つ折財布についての請求人らの供述の変遷、②櫻井の奪取金額についての櫻井の供述の変遷・混乱（10月20日付け警察官調書と捜査報告書の矛盾・混乱、③8月29日の所持金に関する杉山供述の不合理性が明らかになった。
  - (2) 犯行の前後の状況に関する自白については、①SHとの出会いについての櫻井の供述の変遷の不自然・不合理性、②犯行後栄橋で停車中の車を見たとの自白は秘密の暴露ではないことが明らかになった。
- 4 以上から、請求人らの自白には、その信用性を動搖させる様々な問題があり、自白の証明力は乏しいとした原決定の正当性はますます明らかになった。

## 第5 自白以外の証拠の価値は乏しいとした原決定の判断の正当性

### 1 原決定の判断

原決定は、自白以外の証拠を検討するにあたっては、4つの間接事実（1回目の訪問時の目撃、栄橋の石段の一件、布佐駅での目撃、我孫子駅での目撃）を順次検討し、①1回目訪問時の目撃の点は、W証人、O少年及びSK証人が目撃した人物が請求人ら又は請求人らの特徴に符合する人物であったかについて、②栄橋の石段の一件、布佐駅での目撃、我孫子駅での目撃の点は、T証人、E証人、A証人、I証人及びK証人が請求人らを目撃したのが果たして8月28日であったかについて、いずれも疑問があり、確定2審及び確定3審が指摘する情況証拠としての価値を喪失したし、自白の補強証拠としての価値も著しく減殺され、請求人らの自白の信用性を積極的に増強するものではないとした。

### 2 W証言は信用できないこと

#### ■新証拠122=巣島・原再鑑定書

##### (1) 巣島第1鑑定書

原決定は、W証人の証言は、①観察時間が極端に短く、明るさも十分でなく、バイク運転中に2名の人物を同時に目撃しているなど客観的観察条件が良好でないこと、②配達の最中で、観察の意識性は低く、意図的な観察がなされていない可能性が高いことなど観察状況が良好でないことを指摘している。

弁護人が原審において提出した巣島第1鑑定書は、74名の学生が被験者となり、W証人の観察状況と相似した条件下で行った目撃実験に基づき、「夜間に時速30キロでバイクを運転中の無意識の目撃では、2人を識別することは困難である」とするものである。

#### (2) 巢島・原再鑑定書

検察官は、巣島第1鑑定書について、同鑑定の実験がW証人と同じ条件で行われたとは認めがたい（被目撃者の既知化が未知の人物を写真によって記憶するという方法によって行われている）と批判するので、あらためて学生34名を被験者とし、被験者が日常接觸していると期待される大学教務課の職員2名を被目撃者として実験を行った。その結果、日常生活の中で既知となった被目撃者であっても、識別が極めて困難であることが確認された（2人識別率0%）。

### 3 開示証拠から明らかになったこと

開示された目撃証人及び請求人らのアリバイに関する捜査報告書及び供述調書にも、供述の著しい変遷、初期供述の隠蔽及び証拠の改ざんないし操作が指摘できる。

#### (1) W証人に関する捜査報告書について

確定審は、往路供述については「被害者方前で請求人らを見た」という点においては一貫しているなどとして、W証言の信用性を肯定した。その往路供述も変転を重ねていたが、第1次再審で9月3日付け捜査報告書等が開示されたことにより、W証人は事件後間もない時期においては往復ともに不審者の目撃を否定していたこと、確定2審では弁護人の開示要求に対し検察官は虚偽の説明をしてこの捜査報告書を隠していたことが明らかになった。

さらに、あらたに開示された43年2月29日付け捜査報告書等により、W証人が重要証人として登場するに至った経緯も明らかになった。

#### (2) I証人の供述調書・捜査報告書について

確定審は、I証人の公開法廷における証言を斥け、12月の検察官調書にある「事故の翌日出勤に手間どって遅刻した日の勤め帰りに栄橋のところの出来事を見た」との記載に基づき、栄橋石段での目撃の日を8月28日とした。しかし、開示されたI証人の供述調書及び捜査報告書により、I証人の供述は当初から「目撃の日にちはわからない」というものであり（10.22警察官

調書、11.18検察官調書)、12月の検察官調書だけ供述が異なること、検察官が当初の供述を隠してきたこと、そのため証拠の一部を改ざんする等の操作(調書の「訂正」、誤った供述経過の調書化)をしていたことが明らかとなつた。

### (3) E証人に関する供述調書及び捜査報告書について

原決定は、E証人による観察や記憶の正確性に疑問を呈するほか、杉山の姿勢・挙動、連れの有無・数等に関する供述の不自然・不合理な変遷を指摘している。さらに、開示された証拠のうち大曾根・沼尻作成の8月30日付け捜査報告書は、使用された用紙、供述内容からして、改ざんの可能性が濃厚である。

### 4 アリバイ成立の可能性が高まつたこと

#### ■新証拠108=東宝のプレスシート

請求人らのアリバイ主張は捜査段階から現在に至るまで終始一貫している。杉山は、8月28日昼間は光明荘で入れ墨をしているのを見た後、夜は薬師東映に映画を見に行ったとし、櫻井は、取手競輪を見た後高田馬場の養老の滝で飲酒し、光明荘に立ち寄ってバー「ジュン」で飲酒し、さらに光明荘に戻ったと主張してきた。請求人らのアリバイ主張を裏付ける証拠も相当あり、新たに提出した東宝のプレスシート(新証拠108)によっても、杉山の述べてきた映画の内容が正確なものであることが確認できた。本抗告審で開示されたKTの警察官調書及び国際電信電話株式会社の証明書は、杉山が8月28日に入れ墨を見ていたという主張を裏付けるものである。

### 5 証拠の操作と隠蔽

目撃証言およびアリバイ供述について開示された証拠を検討すれば、自白の場合と同様に、捜査と公判にわたる不正が存在していたことが明らかである。

ア I証人、K証人、A証人、E証人、T証人、W証人、O母子、Fなど、自白を支えるはずの有力な目撃証言及びアリバイに関する証言が、自白や他の証拠との不一致を回避するため、ことごとく不合理かつ重大な変遷を強いられる。その大半について原決定から捜査官の暗示・誘導が指摘されている。

イ 以上のような供述の変容を強いる過程で、供述者の意思を無視した形で、証拠の改ざんないし操作まで行われた(W9.20捜査報告書、I10.22警察官調書等、同12.17検察官調書、E8.30捜査報告書)。

ウ そして公判において検察官は、請求人らの無罪を立証するのに極めて有用な初期供述を中心とした証拠を、虚偽の説明までして、取調官の偽証も許して、隠し続けた。

## 第6 結 論

### 1 原決定の正当性

(1) 請求人らの自白は、「殺害行為の方法及び順序という本件犯罪の枢要部分において死体の客観的状況と矛盾する可能性が高くその信用性が大幅に減殺された」との原決定の判断は、原審での木村鑑定等に加え、抗告審で取り調べられた佐藤鑑定等の証拠により、その正当性がさらに裏付けられた。

請求人らの「自白は虚偽の自白を誘発しやすい状況の下でされた疑いがある」との原決定の判断は、抗告審で取り調べられた中田鑑定等の証拠により、その正当性がさらに裏付けられた。

請求人らの自白の内容は、その信用性に疑問を抱かせる問題点を多々内包しているとの原決定の判断は、抗告審で取り調べられた便所脱出実験報告書等の証拠により補強された。

請求人らの自白には、それだけで請求人らが本件犯行の犯人であると合理的な疑いを容れない程度に認めるだけの証明力はないという原決定の判断は、抗告審の審理を通じて、動かし難いものとなった。

(2) 原決定は、W証人らの目撃供述は、情況証拠としての証拠価値を喪失したし、補強証拠としての価値も著しく減殺されたと指摘したが、抗告審で取り調べられた巣島・原再鑑定書（新証拠122）や開示証拠により、請求人らの自白を支え有罪認定の根拠とされたこれらの証人の目撃供述の証拠価値は無いに等しいことがさらに明らかになった。その一方、アリバイ関係の証拠があらたに開示され、取り調べられた結果、アリバイ成立の可能性は一段と高まった。

(3) 以上によれば、木村鑑定など原審が信用性を認めた新証拠が「確定判決を下した裁判所の審理中に提出され、これと既存の全証拠とを総合的に評価すれば、確定判決の強盗殺人事件についての有罪認定に合理的疑いが生じたものと認められるから」「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したときに該当する」とした原決定の判断の正当性は、抗告審の審理を通じて、いっそう明

確になり、揺るぎないものとなった。

## 2 確定審の判断を誤らせたもの

(1) 再審請求審における審理により、同時に、本件の捜査活動及び公判活動の過ちが確定審の判断を誤らせた経過が明らかになった。

①第1の過ちは、別件逮捕し、代用監獄下で長時間の、誘導、偽計及び脅迫を用いた取調べを行ない、「自白」を強要したことであり、

②第2の過ちは、予断に基づき供述証拠を作り上げていったことであり、

③第3の過ちは、代用監獄に逆送し検察官が再自白を強要したことであり、

④第4の過ちは、無罪証拠を無視・軽視し、危うい供述証拠に基づき強引に起訴に持ち込んだことであり、

⑤第5の過ちは、無罪証拠を隠し、取調官の偽証まで許す公判活動を行ない、裁判所を欺き続けたことである。

(2) 以上のような違法不当な捜査活動及び公判活動が、確定審の裁判所の判断を誤らせるに至ったものであり、この点だけでも、検察官の抗告は著しく正義に反し、許されない。

## 3 1日も早い再審開始を

請求人らが、昭和42年10月、全く身に覚えのない本件強盗殺人の疑いで不當に逮捕・勾留され、必死に無実を訴えるも聞き入れられず、起訴されてから40年が過ぎた。在獄29年にしてようやく仮釈放されたとは言え、未だに強盗殺人で無期懲役に処せられた身であることには変わりはない。それはそれは長い長い年月である。これほどの人権侵害はない。1日も早く再審を開き、請求人らに無罪を宣することこそが、正義を実現し、真実を希求する国民の司法に対する信頼を高める所以である。